

新型コロナウイルス感染症対策 雇用環境整備促進奨励金のご案内

東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、**非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給**します。ぜひご活用ください。

対象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（**中小企業**）

交付要件

以下の2つの要件を満たすこと

- (1) 国から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「**雇用調整助成金**」又は「**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金**」の支給決定を受けていること
- (2) 次のア及びイの取組計画を作成し、1か月間の取組期間中に実施すること
 - ア 非常時における雇用環境整備に関する事項（事業継続、勤務制度）
（例：テレワーク制度や時差勤務制度の導入など）
 - イ その他非常時対応として確認しておくべき事項
（例：マスク等の備蓄計画の作成、緊急連絡網の作成など）



支給金額

1事業所 10万円（1回のみ）

第1回申請期間

令和2年3月27日（金）～令和2年6月30日（火）

※第2回以降の申請受付期間等詳細は裏面をご確認ください。

事業の詳細は、TOKYOはたらくネットをご覧ください。

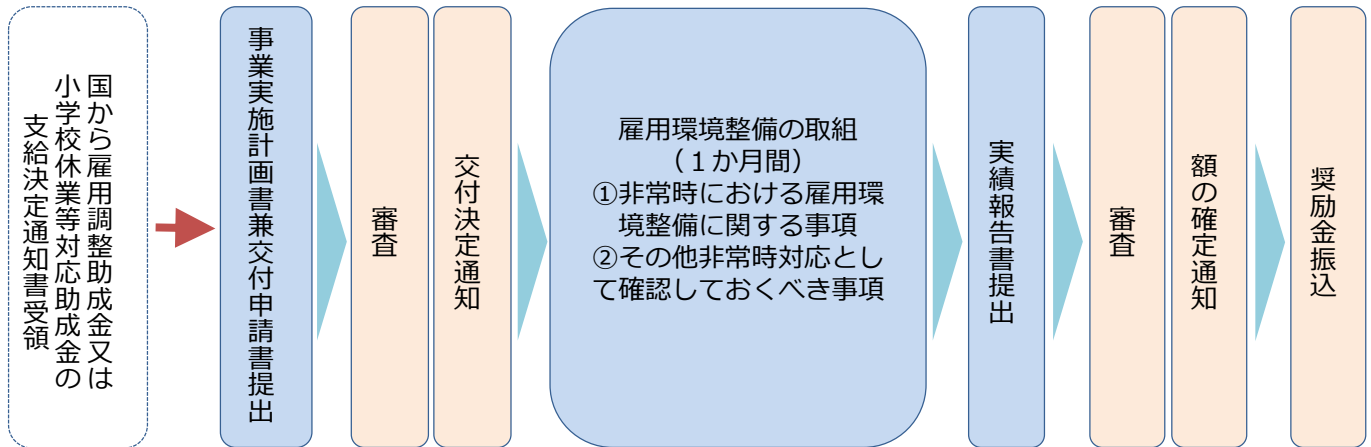
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>



事業の流れ

東京労働局長より新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」又は厚生労働省雇用環境・均等局長より「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の支給決定通知書を受領した後、東京都に申請してください（日程は下記のとおり）。

※青の部分が申請事業主が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回		交付申請受付期間	取組期間	実績報告受付期間
第1回	①	3月27日(金)～5月29日(金)	7月1日～7月31日	8月3日(月)～8月25日(火)
	②	6月1日(月)～6月30日(火)	8月1日～8月31日	9月1日(火)～9月25日(金)
第2回		7月10日(金)～7月31日(金)	9月1日～9月30日	10月1日(木)～10月26日(月)
第3回		8月7日(金)～8月31日(月)	10月1日～10月31日	11月2日(月)～11月25日(水)
第4回		9月10日(木)～9月30日(水)	11月1日～11月30日	12月1日(火)～12月25日(金)
第5回		10月9日(金)～10月30日(金)	12月1日～12月31日	1月4日(月)～1月25日(月)
第6回		11月10日(火)～11月30日(月)	1月1日～1月31日	2月1日(月)～2月25日(木)

申請の方法

「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の「申請の手引き」をご確認の上、下記申請先へ必要書類を**郵送**（申請受付期間最終日の消印有効）にてご提出ください。

※送達記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。

※申請の手引きや申請に必要な各様式は、TOKYOはたらくネットからダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>



問い合わせ先

東京都雇用環境整備促進窓口

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号

電話 03 (6205) 6703

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで